

障害福祉サービス費等の 請求について

令和7年3月

愛知県国民健康保険団体連合会

介護福祉部障害福祉課

目次

1. 返戻関連情報について	2
2. 過誤申立（取下げ依頼）について	8
3. 銀行口座の変更について	14

(1) 概要

事業所が提出した請求情報は、一次審査及び二次審査により内容に誤り等があった場合、「返戻」(差し戻し)となり、「返戻等一覧表」にてお知らせします。(すべての請求情報が正当となった場合、「返戻等一覧表」はありません。)

事業所は、提出した請求情報が返戻となった場合、その内容について確認を行い、請求情報を修正し国保連合会に再請求をしてください。

(2) 「返戻等一覧表」について

「返戻等一覧表」は、電子請求受付システムより請求月の翌月第1営業日にダウンロード可能となりますので、内容を確認してください。

(ID: R11403)
障害者総合支援

返 戻 等 一 覧 表

令和6年11月受付分

令和6年12月2日 1頁
愛知県国民健康保険団体連合会

事業所番号	230000000011
事業所名	事業所A

障害福祉サービス費

③

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数
	内 容							
EH11	230000	〇〇市	1234567890	ジュキユウ タロウ	令和6年10月	明	22	3,060
	請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません							
PP19	230000	〇〇市	1234567890	ジュキユウ タロウ	令和6年10月	サ	07	0
	実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません							
②								

① エラーコード：返戻となった原因をエラーコード（4文字のコード）で表示します。

② 内容：返戻となった原因のコメントを表示します。

③ 種別：返戻となった請求帳票の種類を表示します。

請...請求書 明...請求明細書

計...計画相談支援給付費請求書／サービス利用計画作成費請求書

サ...サービス提供実績記録票 利...利用者負担上限額管理結果票

(3) 問い合わせの多い返戻事由について

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が、受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証番号に誤りがないか 市町村番号に誤りがないか 	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが、受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> サービスコードに誤りはないか 	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが、受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の支給決定期間が切れていないか 他のサービスに切替っていないか 契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P6参照） 	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった		①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	契約情報に同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか（→P6参照）	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 （月途中で契約支給量が変更になった場合でも、契約情報には最新のものをだけ記載します）
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか（→P7参照）	情報作成区分を「新規」で再請求

<返戻等一覧表に関する問合せ先>

- ・エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- ・上記以外エラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

③、⑤、⑥について解説します。

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。
サービス月時点で有効なサービスのみ記載してください。

【契約内容報告書】

《令和〇年5月提供分》

契約内容の報告				
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	令和〇年3月1日	
1	家事援助	17.5 時間	令和〇年3月1日	

“身体介護の請求なし”
でも返戻になります

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
居介特定事業所加算Ⅱ	116011	76	1
家事日中1.0	116115	189	4
居介処遇改善加算Ⅲ	116665	102	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（R〇.3.1～**R〇.4.30：終了**）
 家事援助決定（R〇.3.1～R〇.3.31）

⑤EC05 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】

契約内容の報告				
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護その他	10 時間	令和〇年3月20日	
8	重度訪問介護その他	20 時間	令和〇年3月1日	令和〇年3月19日

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。

月途中で契約支給量に変更になった場合は変更後の契約情報のみ記載してください。

⑥EC09 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ (ハナコ) R〇年4月利用分 上限額管理結果票
 令和〇年5月受付分にて返戻 (EC09エラー) → 令和〇年6月再請求

(ID:R11403) 障害者総合支援		返 戻 等 一 覧 表			令和 年 愛知県国民	
		令和〇年5月受付				
事業所番号	2359999999					
事業所名	あいうえお		障害児給付費			
エラー	証記載 都道府県等番号	証記載都道府県等名	受給者証 番号	受給者氏名	サービス 提供年月	種別
PP08	239999	国保市	9999999999	コクホタ	令和5年4月	利
上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります						

5月受付分で
返戻になっています



【令和〇年6月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票 (確認リスト)				令和 〇年 4月分	
都道府県等番号	239999	指定事業所番号	2359999999		
受給者証番号	9999999999	管理事業者	あいうえお		
支給決定障害者等 氏名	コクホタ	事業者及び その事業所 の名称			
支給決定に係る 障害児氏名	コクホナ				
利用者負担上限月額	4,600	情報作成区分	修正		
利用者負担上限額管理結果	1				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。					

情報作成区分が「修正」のため
EC09エラーになっています。
 ※返戻分の上限額管理結果票を
再請求する場合は
情報作成区分を「新規」にして
提出してください。

（1）概要

前月以前に支払が確定した請求情報に誤りがあり、実績を取り下げることが「過誤処理」といいます。

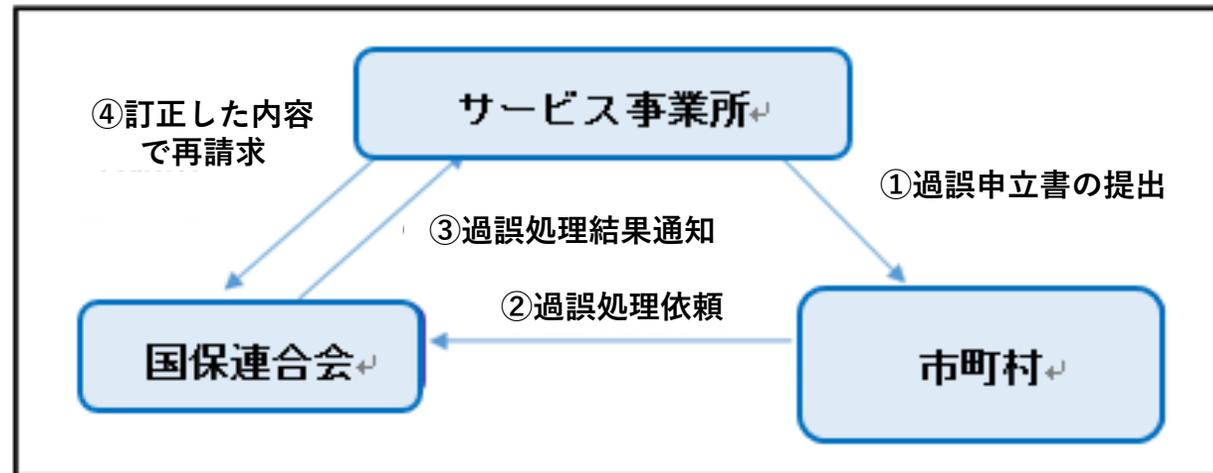
過誤処理を行うためには、市町村等に過誤申立依頼書の提出が必要となります。過誤をした請求情報に対しては、必要に応じて、内容を修正し再請求してください。

(2) 過誤処理の流れについて

- ・ 支払済、支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤申立」が必要です。
- ・ 過誤申立は受給者個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取下げの手続きです。
- ・ 過誤申立書の提出のない状態で再請求を行った場合、「重複請求」として返戻されます。
- ・ 返戻となった請求情報については、過誤申立は不要ですので、翌月以降に正しい内容で請求してください。

※請求・審査・支払処理は、明細書データ単位で処理がされます。
市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

<過誤申立のイメージ図>



(3) 過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を行ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分に併せて過誤申立分を送信してください。

【過誤申立を行ったデータの再請求がない場合】

当月請求分の金額から過去に支払済の金額を取下げし相殺するため、
事業所からの請求金額より支払額が少なくなります。

なお、当月請求分の支払金額より過誤金額が上回った場合、

請求月翌月に事業所から国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。

※振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票					
提供年月	令和年月分	管理事業所名	そうだん		
受給者証番号	?	障害児氏名	都道府県等名		
情報作成区分	修正				
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。		
実績情報			合計		
No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額
1					

情報照会

登録

クリア

削除

戻る

(4) 過誤請求の例

◆同月過誤

国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内で行うものです。

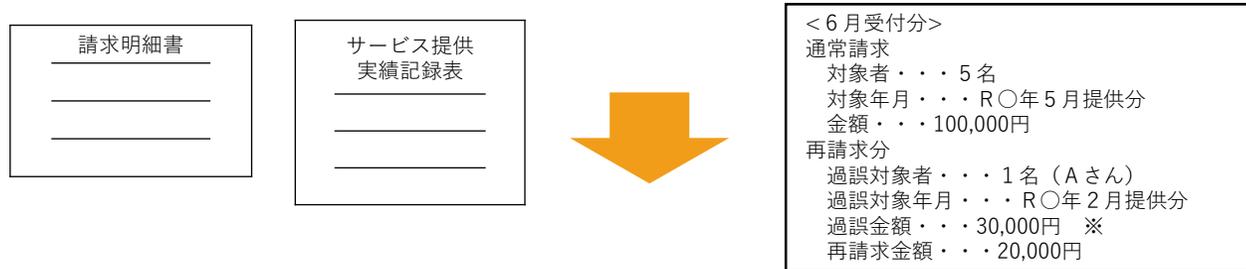
- ①令和○年5月に市町村へ過誤申立書を提出します。（事業所）



- ②令和○年6月に、国保連合会へ過誤申立データを送信します（市町村）

- ③令和○年6月請求受付（事業所）

Aさんの令和○年2月分の再請求及び令和○年5月提供5名分の請求をします。



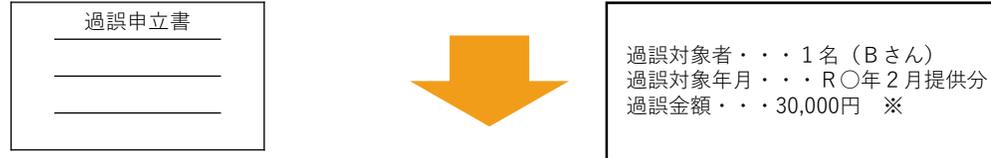
- ④令和○年6月受付分が国保連合会で過誤調整され令和○年7月20日に事業所へ支払われます。

5月請求分・・・5件	+	100,000円	
再請求分・・・1件	+	20,000円	
※過誤分・・・1件	-	30,000円	
合計		90,000円	←この金額が振込まれます。

◆通常過誤

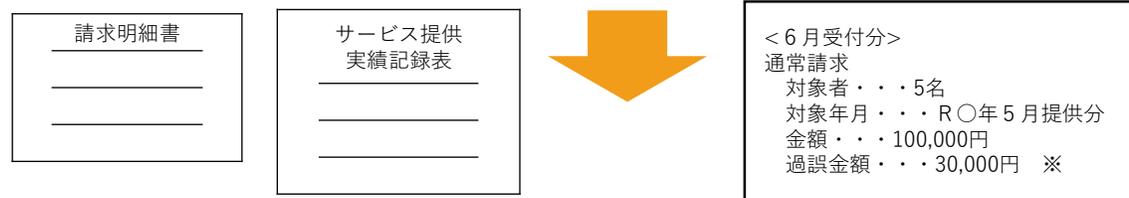
国保連合会で審査確定した実績の明細書の取下げだけを行うものです。
なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後に、国保連合会に再請求を行います。

- ①令和〇年 5 月に市町村へ過誤申立書を提出します（事業所）



- ②令和〇年 6 月に国保連合会へ過誤申立データを送信します（市町村）

- ③令和〇年 5 月提供 5 名分の請求をします。
令和〇年 6 月請求受付分より、過誤金額の全額が差し引かれ事業所へ支払われます。



5月請求分・・・5件	+	100,000円	
※過誤分・・・1件	-	30,000円	
合計		70,000円	←この金額が振込まれます。

- ④令和〇年 7 月請求受付分で、再請求を行います（事業所）

- ⑤令和〇年 8 月 2 0 日に事業所へ再請求分が全額支払われます（国保連合会）

◆過払いが生じる場合

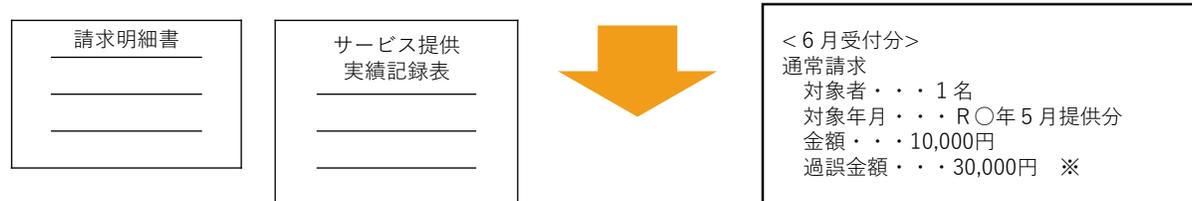
当月請求分の支払金額より過誤金額が上回った場合、
請求月翌月に事業所から国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。

①令和○年5月に市町村へ過誤申立書を提出します（事業所）



②令和○年6月に国保連合会へ過誤申立データを送信します（市町村）

③令和○年5月提供1名分の請求を6月に請求をします。
令和○年6月請求受付分より、過誤金額を差し引いた結果、過誤金額の方が請求金額を上った場合。



6月請求分・・・1件 +10,000円

※過誤分・・・1件 -30,000円

合計 -20,000円 ←この金額を事業所が国保連合会に振込みます

④令和○年7月20日事業所への支払はありません。
（事業所が国保連合会へ不足分の20,000円を振込みます）

銀行口座の変更について

銀行口座の変更がある場合、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の再提出が必要となりますので、国保連合会にご連絡ください。

(1) 変更手続きの方法

①内容に変更がある場合、お早めに国保連合会にご連絡ください。

国保連合会から該当事業所の「障害福祉サービス費等の請求および受領に関する届」を郵送します。

②郵送された「障害福祉サービス費等の請求および受領に関する届」の変更箇所を **朱書き+訂正印** にて修正し、国保連合会へご返送ください。

③25日までに到着の場合は、翌月振込分より変更になります。

26日以降に到着した場合は、翌々月振込分より変更になります。

※国保連合会で変更可能な項目は、請求者と口座情報（振込先、支店名、口座番号、フリガナ（受領者）（口座名義人）受領者）です。

住所、電話番号等の変更は指定権者にお問い合わせください。

(2) 委任状が必要な場合

- ・開設者と請求者が異なる
- ・開設者と受領者（口座名義人）が異なる

(3) 「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」 記載例

障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届

平成●●年●●月●●日 提出

愛知県国民健康保険団体連合会
理事長 ●●●● 様

開設者 住所 愛知県●●市●●区●●町1-2-3
氏名 株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎 法人印

給付費の請求ならびに受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

事業所番号	23●●●●●●●●			郵便番号	123-4567			連合会使用欄
法人等種別	05 営利法人			電話番号	052-123-4567			
(請求先)事業所名称	●●●●サービス事業所			FAX番号	052-123-4567			
フリガナ(所在地)	アイチケン マルマルシ マルマルク マルマル チョウ1-2-3			振込先	0 1 2 3 ●●●●銀行			
所在地	愛知県●●市●●区●●町1-2-3			支店名	4 5 6 ●●●●支店			
フリガナ(請求者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ			口座番号	普通 当座 その他 0 1 2 3 4 5 6			
請求者	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎			フリガナ(受領者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ			
届出理由 (該当番号に○をつけてください)	異動年月			旧事業所番号				
① 新設	平成28年6月請求分より			支払先事業所番号				
2 請求者及び受領者(口座名義)の変更	※摘要							
3 振込先及び口座番号の変更								
4 その他								

振込先	0	1	2	3						
	●●●●銀行									
支店名	4	5	6							
	●●●●支店									
口座番号	普通 当座 その他			0	1	2	3	4	5	6
フリガナ(受領者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ									
(口座名義人)受領者	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎									

異動年月…請求データを送信する月を記入してください。
例：令和○年5月サービス分⇒令和○年6月請求
未定の場合は空欄でも可

フリガナは通帳のカナ（表紙裏に記載）
のとおり記入してください

フリガナに合わせて記入してください
例：カ) マルマルマルサービス
株) ●●●サービス

< 問い合わせ先 >

○電子請求受付システム・簡易入力システム・取込送信システムに関すること

電子請求受付システム上のFAQをご確認ください。

解決できない場合：障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

☎：0570-059-403 ✉：mail@support-e-seikyuu.jp

○給付費の支払、返戻に関するお問合せ

愛知県国民健康保険団体連合会 障害福祉課

☎：052-962-1369

○ご使用の障害福祉ソフトに関すること

障害福祉ソフト会社

○過誤申立、受給者証の記載内容（加算等）、エラーコードが「S」「T」から始まる返戻に関するお問い合わせ

各市町村障害担当課

○事業所の体制に伴う届出内容（加算等）に関するお問い合わせ

愛知県庁障害担当課

○指定基準や報酬に関するお困りごと

WAMNET

🔍 WAMネット 障害 Q & A

The screenshot shows the WAMNET website interface. At the top, there is a navigation bar with the WAMNET logo and various user roles like '経営者', '学生・求職者', '専門職', and 'サービス利用者'. Below the navigation bar, there are several menu items: '会員入口', '会員登録', 'トップ', '高齢・介護', '医療', '障害者福祉', '子ども・家族', and '知りたい'. The main content area displays the title '障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A' and a sub-section '障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A'. There are two cartoon characters, a man and a woman, representing a Q&A session.